

「遠隔型自動走行システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準案」に  
関する意見提出

No	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4 許可に係る指導事項」に記載があるものの、アの賠償能力確保は「3 許可に付する条件」とすべきではないか。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3 許可に付する条件」のうち、(3) ウでは関係機関に記録されたものを提出することとされているが、損保会社は関係機関に含まれるのか。</li> <li>・実験の管理者が行った事故原因分析についても、関係機関に提出すべき情報として明記すべきではないか。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 許可に関する審査基準」の中に、ハッキングなどのサイバーリスクを防止するため、最新の通信セキュリティを具備しているなどの記載が必要ではないか。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 許可に係る審査基準」(4) カでは「実験車内にいる者」と記載されているが、実験車内に人はいるものなのか。</li> <li>・いないことも想定される場合、「3 許可に付する条件」のうち、(3) イで救護措置について規定しているが、車外の被害者の救護が遅延する可能性があるのではないか。また、実験車両内が乗客（実験主体以外の者）のみの場合、実質的にその乗客に救護責任が求められてしまうのではないか。実施場所と監視場所の距離（時間）を規定する、サービス業者と提携するなど、すぐに現場に向かうことができる体制を整えるべきではないか。</li> <li>・1名の操作者が複数台の実験車両を操作する場合においても、それぞれの車両について現場急行態勢が構築される必要がある旨を規定する必要があるのではないか</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法上の運転者に課された義務を負う遠隔監視・操作者は複数名が許容されているが、同時に複数名が監視・操作していて事故が発生した場合に、各種義務や責任関係を負う者も複数名を想定しているのか確認したい（交通事故証明の運転者欄への掲載者の特定など）。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要とされる運転免許は、「自動車の種類（大型・中型など）」によって変わるという理解で良いのか。バスやタクシーなどの場合「第二種免許」は必要か。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 許可に係る審査基準」(4) カおよび「4 許可に係る指導事項」エの規定から、遠隔監視・操作者がやむを得ない理由で遠隔操作装置を離れるときは、実験車両を路肩に停止させるなど、実験の中断措置が必要という理解でよいか。また、複数人の遠隔監視・操作者が1台の実験車両の遠隔監視を行う場合であって、遠隔監視・操作者間で遠隔監視の交代を行う場合も、実験の中断措置間に行う必要がある、という理解でよいか。</li> </ul>

以上